平成29年度サービス管理責任者等指導者養成研修の位置付けについて

1. 経緯

- 当初は伝達研修として、都道府県研修と同様のカリキュラムで実施していたが、平成22年度からは都道府県研修と一部内容が相違している。(「3留意点」を参照)
- 平成22年度から、分野ごとの演習方法やテキストの内容について統一化を図っている。
- 平成24年度から、児童発達支援管理責任者についても本研修の対象とした。
- 平成25年度は、障害者総合支援法の改正に対応(相談支援専門員との連携)
- H26年度は、伝達研修部分が強い→情報交換・企画部分を一部強化する(全体で県発表、分野で意見交換)
- O H26は、企画運営・情報交換を強化、講義・演習部分は、都道府県研修でのポイントを押さえた短縮版(資料は標準で作成)
- H27・28は基本的にH26を踏襲

2. 平成29年度研修の位置付け

サービス管理責任者等の質の向上のために、平成30年度を目処にサービス管理責任者等研修事業について制度を改定する。制度改定では現在、分野別に実施している研修を全分野共通とし、基礎研修、実践研修、更新研修を位置付け段階的な育成による質の向上と維持を目指す。新たな標準的なカリキュラムおよび実務要件等の見直しの詳細については厚生労働科学研究「障害福祉サービスにおける質の確保とキャリア形成に関する研究」において現在検討中である。今年度研修は、平成31年度以降に各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、以下の内容を中心とし実施する。

- 平成30年度のサービス管理責任者等養成研修カリキュラム改定に関する情報提供
- 〇 厚生労働科学研究にて開発された全分野共通のモデル研修プログラムの一部実施
- ※本年度の研修は試行的要素を含む。
- ※平成29年度及び30年度における各都道府県研修は、現行の標準カリキュラムにより実施する。

3. 受講者の選任

- (1) 都道府県研修において企画・運営又は講師として携わる中心的な役割を担う者
- (2) 「サービス管理責任者研修」又は「児童発達支援管理責任者研修」を担当している都道府 県職員であって、原則として、企画・運営又は講師の役割を担う者
- (3) 都道府県研修において指定・委託先の職員等であり企画・運営又は講師の役割を担う者